

## <参 考>

### 販売用資料におけるファンドの運用実績等の比較について

平成14年9月6日制定

I. 投資信託等に係る目論見書以外の投資勧誘資料である「販売用資料」の中で「ファンドの運用実績と市場指数等との比較」及び「ファンド間の運用実績比較」について販売広報部会において議論を行ってきたが、当局の意見を踏まえ、おおむね次のように取扱うこととする。

1. 有価証券届出書（目論見書）への記載は不要である。
2. ファンドの運用実績と市場指数、ファンド間の運用実績の比較を行う場合は、
  - (1) 各々のファンドの商品性格を明確に記載する必要がある。
  - (2) 投資家に誤解を与えないために、何のために使用（作成）したのか等も明示する。  
例えば、使用（作成）目的としては、「投資家の資産運用に当たって、多様なファンドへの分散投資の有効性を知ってもらうための商品選択の一助である。」旨の記載。

II. 上記の基本的な考え方に従い、「不当景品類及び不当表示防止法」との関連も十分認識した上で、各社の責任において判断するものとする。